

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例（令和4年11月14日京都市条例第14号）（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）

京都市百々老人デイサービスセンターについては、民間事業者等による同種の事業により地域の需要を満たすに十分なサービスが提供されている地域に所在しており、安定した運営を継続することが困難と認められることから、当該センターを廃止することとなりました。そのため、京都市老人デイサービスセンター条例の別表の京都市百々老人デイサービスセンターの項を削除するよう改正します。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年11月14日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 14 号

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を次のように改正する。

別表京都市百々老人デイサービスセンターの項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)